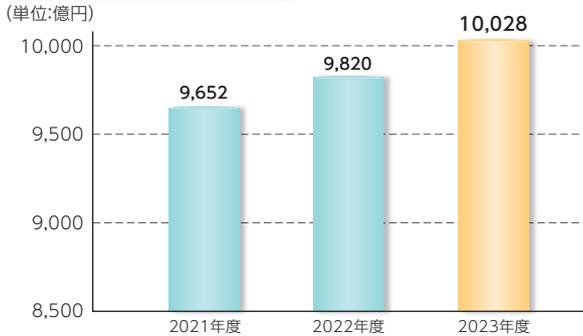


2023年度 業績ハイライト

預金の状況

残高 **1兆28億**円
前年度比207億円(2.11%)増加

3月末残高では、2024年3月末で初めて1兆円を超えました。



貸出金の状況

残高 **3,513億**円
前年度比162億円(4.86%)増加

コロナ禍で苦しむ事業者さまの伴走支援に徹底的に取り組んでいます。

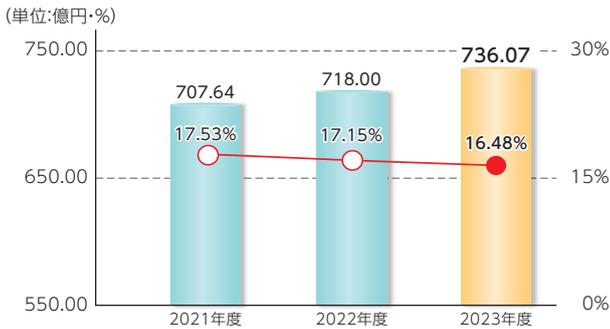


自己資本の状況

自己資本比率 **16.48%**

金融機関の健全性を示す基準となる水準(国内基準4%)を大きく上回っています。

自己資本の額 **736億7百万**円

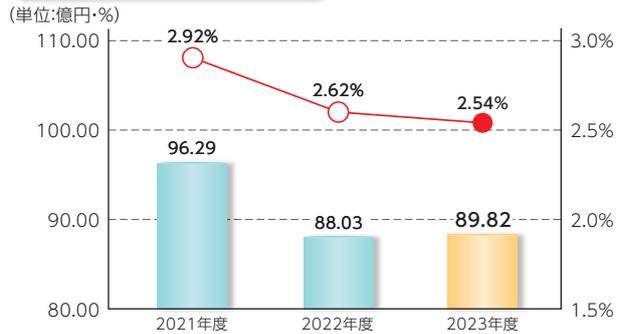


信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の状況

不良債権比率 **2.54%**

万全な不良債権処理を行い、健全経営を貫いています。

不良債権残高 **89億82百万**円



損益の状況

当期純利益 **21億4百万**円

当期純利益は21億4百万円計上しました。安定した収益体質の構築に努めています。



経営効率

●全国トップクラスの生産性です

役職員一人当たりの預金高

(単位:億円)



指定金融機関

●旭川市をはじめ8市町村の指定金融機関です

旭川市、富良野市、比布町、愛別町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の8市町村と旭川医科大学の指定金融機関です。



直近単体財務諸表

貸借対照表 (資産の部)

科 目	(単位：百万円)		
	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末
現金	6,069	6,954	6,284
預け金	445,942	462,861	472,118
買入金銭債権	1,080	582	10,999
金銭の信託	5,145	5,289	36,212
有価証券	294,300	299,199	334,544
国債	89,589	101,715	113,661
地方債	45,366	35,546	26,088
社債	70,954	70,445	84,582
株式	1,973	2,228	3,669
その他の証券	86,416	89,264	106,543
貸出金	328,343	335,081	351,368
割引手形	509	677	778
手形貸付	12,261	15,237	15,149
証書貸付	297,056	300,189	313,070
当座貸越	18,515	18,977	22,368
その他資産	5,743	6,004	7,548
未決済為替貸	104	116	331
信金中金出資金	4,293	4,293	5,653
前払費用	2	1	1
未収収益	1,151	1,294	1,325
金融派生商品	-	177	-
その他の資産	190	120	236
有形固定資産	6,346	6,491	6,316
建物	2,512	2,365	2,179
土地	3,117	3,117	3,000
建設仮勘定	-	5	5
その他の有形固定資産	716	1,002	1,130
無形固定資産	132	157	198
ソフトウェア	111	137	178
その他の無形固定資産	20	20	20
前払年金費用	718	831	953
繰延税金資産	980	2,715	2,709
債務保証見返	619	681	815
貸倒引当金	△ 5,125	△ 5,306	△ 5,123
(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,700)	(△ 4,676)	(△ 4,514)
資産の部合計	1,090,296	1,121,543	1,224,946

(負債及び純資産の部)

科 目	(単位：百万円)		
	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末
預金積金	963,104	982,086	1,002,868
当座預金	27,523	26,625	30,204
普通預金	502,469	538,351	568,566
貯蓄預金	5,742	6,061	6,087
通知預金	691	880	735
定期預金	402,080	391,276	376,203
定期積金	13,782	12,648	11,704
その他の預金	10,813	6,242	9,366
譲渡性預金	2,180	-	-
借入金	52,000	15,000	24,300
債券貸借取引受入担保金	-	56,151	126,995
その他負債	2,089	990	1,404
未決済為替借	140	173	356
未払費用	79	72	98
給付補填備金	3	2	1
未払法人税等	374	245	38
前受収益	73	95	91
払戻未済金	81	75	38
払戻未済持分	-	42	80
職員預り金	241	238	238
金融派生商品	1,002	-	369
その他の負債	92	44	92
賞与引当金	242	241	247
役員賞与引当金	11	14	14
役員退職慰労引当金	113	127	145
睡眠預金払戻損失引当金	202	196	171
偶発損失引当金	112	108	101
債務保証	619	681	815
負債の部合計	1,020,674	1,055,597	1,157,063
出資金	2,256	2,182	2,155
普通出資金	2,256	2,182	2,155
利益剰余金	69,026	70,065	72,081
利益準備金	2,336	2,256	2,182
その他利益剰余金	66,689	67,808	69,899
特別積立金	65,300	66,600	67,700
当期末処分剰余金	1,389	1,208	2,199
処分未済持分	△ 1	△ 1	△ 0
会員勘定合計	71,280	72,245	74,236
その他有価証券評価差額金	△ 1,658	△ 6,299	△ 6,353
評価・換算差額等合計	△ 1,658	△ 6,299	△ 6,353
純資産の部合計	69,622	65,945	67,882
負債及び純資産の部合計	1,090,296	1,121,543	1,224,946

注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	9,439	9,609	9,991
資金運用収益	7,705	7,822	8,205
貸出金利息	4,505	4,488	4,615
預け金利息	546	579	666
有価証券利息配当金	2,551	2,652	2,818
その他の受入利息	101	101	104
役務取引等収益	1,228	1,235	1,286
受入為替手数料	502	455	455
その他の役務収益	725	780	830
その他業務収益	321	340	173
国債等債券売却益	216	232	114
国債等債券償還益	0	4	-
その他の業務収益	104	104	58
その他経常収益	182	211	326
貸倒引当金戻入益	-	-	91
償却債権取立益	6	170	60
株式等売却益	85	8	79
金銭の信託運用益	-	19	50
その他の経常収益	90	13	43
経常費用	7,463	8,065	7,547
資金調達費用	63	57	59
預金利息	58	50	48
給付補填備金繰入額	1	0	0
譲渡性預金利息	1	0	-
借入金利息	0	0	0
債券貸借取引支払利息	1	4	8
その他の支払利息	1	1	1
役務取引等費用	557	558	594
支払為替手数料	64	41	42
その他の役務費用	492	516	552
その他業務費用	657	1,546	1,097
外国為替売買損	44	616	806
国債等債券売却損	129	188	156
国債等債券償還損	475	732	123
その他の業務費用	7	9	10
経費	5,671	5,595	5,451
人件費	3,153	3,167	3,177
物件費	2,300	2,198	2,063
税金	217	228	211
その他経常費用	513	308	345
貸倒引当金繰入額	308	217	-
株式等売却損	118	6	19
金銭の信託運用損	54	59	158
その他の経常費用	32	26	167

(単位：百万円)

科目	2021年度	2022年度	2023年度
経常利益	1,975	1,544	2,444
特別利益	0	0	-
固定資産処分益	0	0	-
特別損失	21	8	227
固定資産処分損	21	8	2
減損損失	-	-	225
税引前当期純利益	1,954	1,536	2,216
法人税、住民税及び事業税	530	367	85
法人税等調整額	144	39	27
法人税等合計	674	406	112
当期純利益	1,279	1,129	2,104
繰越金(当期首残高)	109	79	95
当期末処分剰余金	1,389	1,208	2,199

- 注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 1,200千円
3. 子会社との取引による費用総額 509,111千円
4. 出資1口当たり当期純利益 485円39銭
5. 建て替えおよび店舗内店舗への移行が決定した店舗の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
旭川市内	営業用店舗 (5店舗)	建物	107,746千円
		土地	116,610千円
		その他	944千円
			225,300千円

営業用店舗については営業店(本店、各支店(出張所含む))ごとに継続的な収支の把握を行っていることから、原則各営業店をグループの最小単位としております。本部、福利厚生施設、店外ATM等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取り扱っております。

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額です。

6. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,254,810千円であります。
7. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	2021年度	2022年度	2023年度
当期末処分剰余金	1,389,452	1,208,891	2,199,388
積立金取崩額	80,588	73,776	27,361
利益準備金限度超過取崩額	80,588	73,776	27,361
剰余金処分額	1,390,247	1,187,280	2,085,926
普通出資に対する配当金(年4%)	90,247	87,280	85,926
特別積立金	1,300,000	1,100,000	2,000,000
繰越金(当期末残高)	79,793	95,387	140,824

注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2024年6月10日開催の第88回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、「監査法人ライトハウス」の監査を受けております。

2023年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2024年6月11日

旭川信用金庫

理事長 **武田 智明**

リスク管理態勢

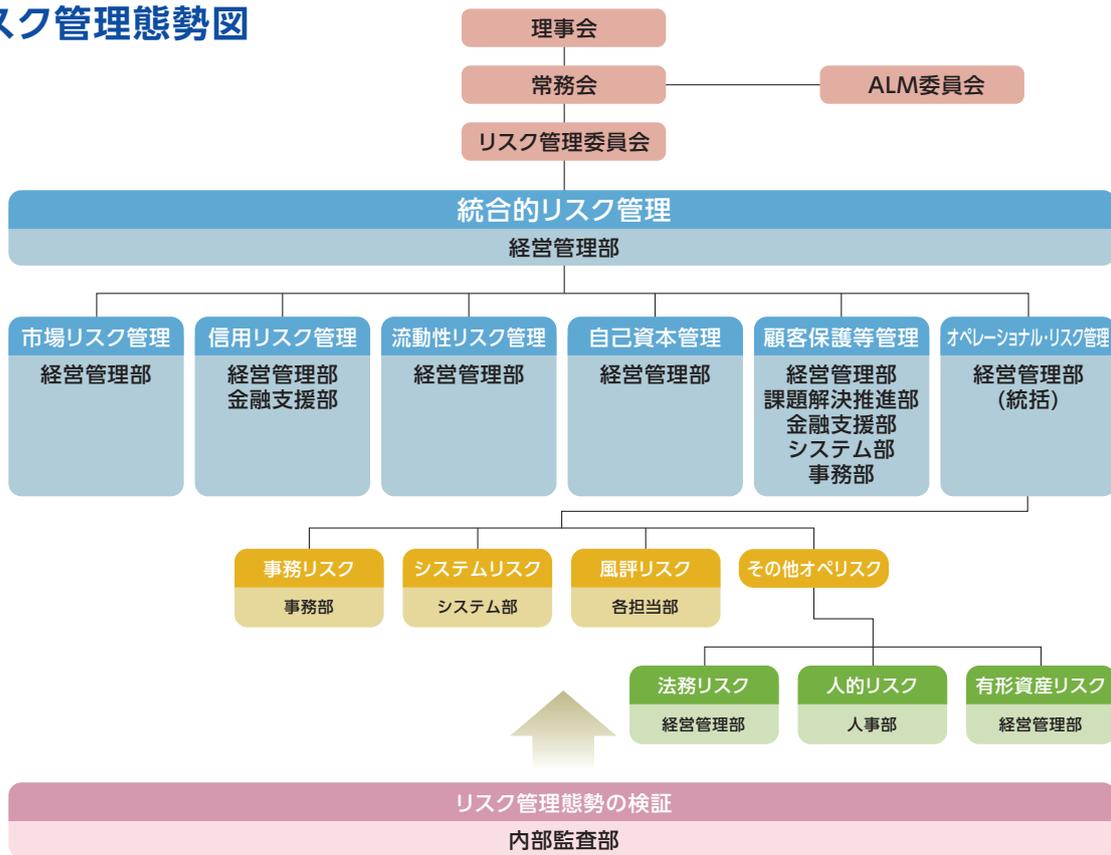
リスク管理態勢について

当金庫では、経営の健全性を維持するため、リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、各種リスク状況を正確に把握し、適切にコントロールできるリスク管理を実施しております。

当金庫は、「リスク管理の基本方針」および「リスク管理規程」を制定し、毎年度、リスク管理の具体的な実践計画として、「リスク管理プログラム」を策定し、適時見直すことによりリスク管理態勢の充実を図っております。

また、経営に重大な影響を与えるリスク情報は、すみやかに経営陣へ報告する態勢をとっております。

●リスク管理態勢図

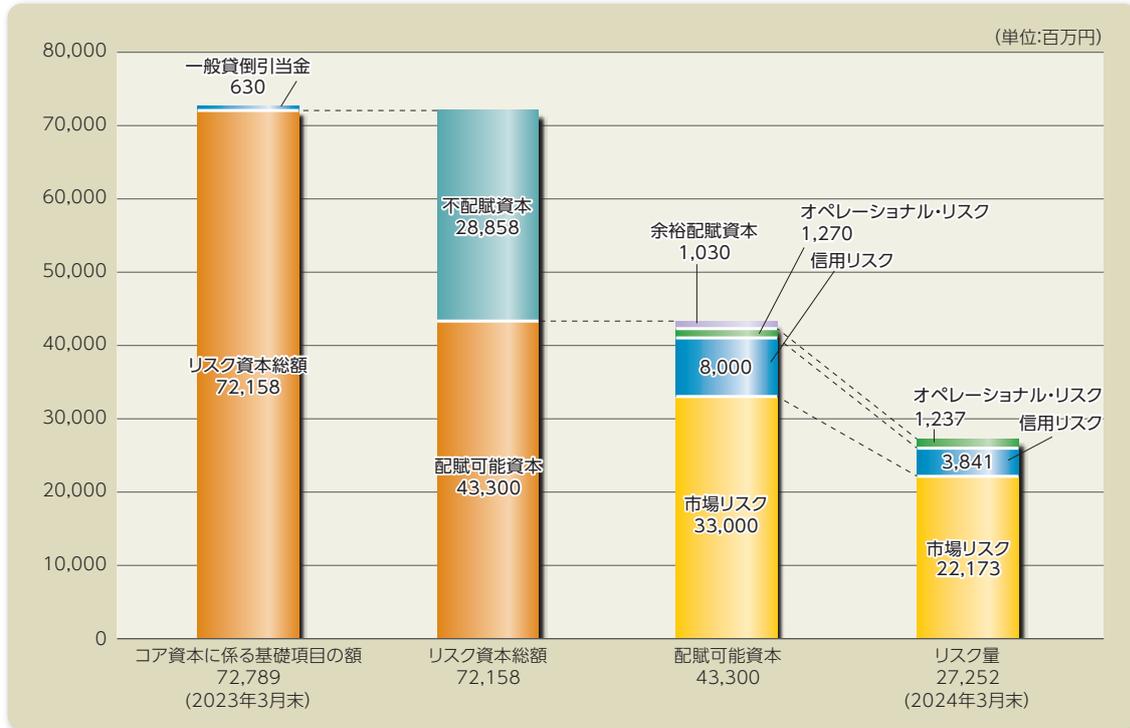


●リスクの分類

統合的リスク管理	直面するリスクを総体的に捉え、統合的なリスク管理を行うために、リスク管理委員会を設置しております。統合的リスクの管理対象は、「市場リスク」「信用リスク」「流動性リスク」「自己資本」「顧客保護等」「オペレーショナル・リスク」としております。
市場リスク管理	金利、有価証券の時価、為替、オフ・バランス項目も含んだ資産の時価の把握など、さまざまな動向をつねに注視し、健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理の充実を図っております。
信用リスク管理	貸出資産の健全性を維持するために、審査部門による厳正な審査を行う一方、資産査定部門による資産の自己査定にもとづき、資産の健全性保持に努めております。さらに貸出資産のみならず、信用リスクを有する資産およびオフ・バランス項目(市場取引を含む)について、そのリスク管理を実施しております。
流動性リスク管理	金融環境の変化に対応するため、つねに適正な資金バランスを維持し、適正な支払準備資産を確保しております。また、適切な資金繰り管理のため、資産運用の内容、調達状況等に常時配慮しております。
自己資本管理	自己資本の充実に関する施策を実施し、自己資本充実度の評価および自己資本比率の算定を実施しております。
顧客保護等管理	お客さまからの信頼を第一と考え、法令等を遵守し継続的な改善に努め、お客さま情報の機密性・正確性の確保に努めております。また、お客さまの知識、経験および財産の状況をふまえた適切な情報提供と商品説明を行うために、説明責任態勢の整備・充実にも努めております。
オペレーショナル・リスク管理	事務、システム、風評、その他オペレーショナル・リスクの各リスクを管理しております。

統合的なリスク量に関する事項

当金庫では、自己資本の十分性を検証することを目的として、リスク資本配賦を行っております。業務から生じるリスクの顕在化に対する備えである自己資本を、リスク・カテゴリー毎に配賦し、リスク量のモニタリングを通して自己資本の十分性を検証しています。



- 2023年3月末現在のコア資本に係る基礎項目の額を基準として、2023年度の配賦額を決定しております。なお、2024年3月末現在のコア資本に係る基礎項目の額は74,760百万円となっております。
- リスク資本配賦上の自己資本額(リスク資本総額)は、コア資本に係る基礎項目の額から一般貸倒引当金を除いた額としております。
- すべてのリスクが顕在化した場合でも業務を継続するための備えとして、自己資本比率の6%相当額、自己資本比率算出上のコア資本に係る調整項目および繰延税金資産の合計額を不配賦資本としております。
- 配賦可能資本は、業務を継続しながら損失を吸収し得る安定的な資本として、リスク資本総額から不配賦資本を差し引いた額としております。
- 計測不可能なリスク、計測対象外のリスク、および想定外のリスクに対する備え、並びに新たな戦略展開のための原資として、配賦可能資本から各配賦額を差し引いた額を余裕配賦資本としております。
- リスク量は、以下の方法により算出しております。
 - 【市場リスク】市場リスクには銀行勘定の金利リスクと価格変動リスクがあり、相関関係を考慮して算出しております。
 - 銀行勘定の金利リスク
預金、貸出金、預け金および有価証券等の資産と負債において金利変動により発生する予想損失額を統計的手法により算出しております。
 - 価格変動リスク
有価証券等の市場運用における価格変動リスクであり、為替・株式市場の変動等による予想損失額を統計的手法により算出しております。観測期間1年、保有期間1年、信頼区間99%のVaRによる算出を採用しております。
 - 【信用リスク】貸出における倒産確率の高低と非保全金額の大小を反映させた統計的手法により算出しております。
 - 【オペレーショナル・リスク】1年間の粗利益に15%を乗じて得た額の直近3年間の平均値としております。

コンプライアンス態勢

当金庫は、地域金融機関として地域に根ざした金融機関業務を行っており、一般企業にも増して社会的使命と公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められていると認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題としてとらえております。当金庫は、「法令等遵守方針」および「コンプライアンス規程」を制定し、またコンプライアンス推進の具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定しております。本部には、コンプライアンス委員会や統括部署を設置し、各店舗にはコンプライアンス責任者を任命するとともに、内部監査部門による業務全般にわたる検証を行っております。コンプライアンス・マニュアルを全役職員に配付し、勉強会や研修会を繰り返し実施するなど、コンプライアンスに対する意識の浸透・定着を図っております。経営の透明性と健全性保持のため、常勤監事等による監査を日常的に実施しております。員外監事制度を取り入れているほか、外部監査法人である「監査法人ライトハウス」の厳正な監査を受けるなど、監査体制を強化しております。たえず顧問弁護士とも連携をとり、法令等遵守精神の一層の徹底を進めております。また、「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」を定め、役職員への教育を行うとともに、組織的安全管理措置を講じております。

法令等遵守方針

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
2. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を行います。
3. 法令等遵守を徹底することが、社会からの信頼を揺るぎないものとするうえでの当然の基本原則であるにとらえ、役職員一人ひとりが、日々の業務運営の中で着実に実践していきます。
4. 法令等遵守の着実な実践を確保するため、内部管理基本方針に則った適切な内部管理態勢を確立し、自立と自覚に支えられた風通しの良い組織風土を築き上げます。
5. 経営者は、法令等遵守の徹底を自らの責務と自覚し、危機の発生を未然に防止する態勢を整備します。
6. 問題となる行為等が発見・指摘された場合には、事実の隠蔽や解決の遅延がリスクの拡大に直結することを強く認識し、経営者自らの責任において、実態解明と原因究明を行い、迅速な問題解決と徹底した再発防止に努めます。
7. お客さま情報の取り扱いには細心の注意を払い、情報漏洩等の防止に向けた安全管理体制を構築します。
8. 物品・サービスの購入、システムの発注等にあたっては、公正な市場ルールと適正な商習慣に従って誠実に取引を行います。
9. 行政とは健全かつ正常な関係を構築・維持し、公務員等に対し、不当な利益等の取得を目的として贈答や接待は行いません。
10. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。
11. 日頃から適切な事務処理に徹し、お客さまとの意志疎通を十分に図り、トラブル等の未然防止に努めます。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、断固たる態度で関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求に対しては断固としてこれを拒絶します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対しては、役職員の安全を確保しつつ組織として対応します。
3. 反社会的勢力に対しては、資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士などの外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

● マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針

旭川信用金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」という）を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、国際社会の要請に応え、当金庫が犯罪資金の経路として利用されることのないようマネロン・テロ資金供与対策に関する方針を以下のとおり明文化し、一元的な内部管理態勢を構築し、業務を遂行します。

1. 組織態勢

- (1) 当金庫の最高意思決定機関である理事会は、マネロン・テロ資金供与対策の重要性を認識し、その対策に主体的かつ積極的に取り組みます。
- (2) 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の責任者および統括部署を定めて一元的な管理態勢を構築し、関係部署連携のもと、組織全体で横断的に対応します。
- (3) 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関して、金庫内の役割を明確にして、適宜適切な措置を講じることができる態勢を整備します。

2. リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策

- (1) 当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に関するリスクに対し、各種データを有効に活用し、リスクの特定・評価および各リスクに応じたリスク低減措置を講じるなど、リスクベース・アプローチに基づく適切なリスク管理を実践します。
- (2) リスクの特定・評価およびリスク低減措置については、定期的その有効性を検証し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 特に外国人のお客さまのお取引、海外へのご送金（仕向・被仕向）等については、適切な確認措置等を実施するなど、必要なマネロン・テロ資金供与対策を講じます。
- (4) 適切なフィルタリング・取引モニタリングを実施し、疑わしいお客さまやお取引を的確に検知・監視・分析する態勢を整備します。

3. 取引時の確認

当金庫は、関係法令に基づいたお取引時の確認を実施するとともに、お客さまとお取引の内容、状況等を適切に管理し、反社会的勢力を含め、自らが定める顧客管理を実施できないと判断した不適切なお客さまのお取引等については、お取引の謝罪等のリスクの遮断に努めます。

4. 疑わしい取引の届け出

- (1) 当金庫は、疑わしい取引を適宜適切に検知できる態勢を整備します。
- (2) 当金庫は、疑わしい取引を検知した時は、直ちに当局に届出を行います。
- (3) 当金庫は、疑わしい取引の届出について、適宜適切に対応するため、役職員に対し、関係法令・事務基準・事例資料等に基づき継続的な研修を行い、スキル向上に努めます。

5. 経済制裁および資産凍結

国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。

6. 研修等の実施

当金庫は、全役職員に対して、その役割に応じて必要かつ適切な研修等を継続的に実施し、組織全体としてマネロン・テロ資金供与対策への理解を深め、役職員の専門性・適合性等の維持・向上を図ります。

7. 遵守状況の検証

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関する諸施策の遵守状況・実効性を定期的に検証し、必要に応じて改善を行い、継続的に態勢整備に努めます。

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、経営管理部（リスク管理・コンプライアンス・マネロン）を統括部署、経営管理部担当理事を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ(顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等)
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号(運転免許証番号、パスポート番号、個人番号等)

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取付することはありません。

また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関での借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

お客さまの個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報

等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報等を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

(業務内容)

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づく本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合は、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため(お取引解約・終了後に行うものも含みます。)
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑧ 預金口座付番に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。))があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

お客さまからの個人情報等の利用目的の通知ならびに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等に定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取り扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.の相談窓口にて、個人データの取り扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取り扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取り扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取り扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監査いたします。

- 監視系・情報系システムの運用・保守に関わる業務
- 出資配当金通知書等の作成・発送に関わる業務
- ATM機器の障害対応に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等を明示し、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取り扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、(1)提供する第三者が所在する外国の名称、(2)当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、(3)提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供します。

事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記(1)、(2)の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記(3)の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申出ください(ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます)。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取り扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取り扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

旭川信用金庫 お客さま相談室
住 所：〒070-8660 旭川市4条通8丁目
電話番号：0166-26-1161
F A X：0166-25-8584
Eメール：ask311@ashikawa-shinkin.co.jp

●個人データの安全管理に係る基本方針

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人データの適切な安全管理を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。

1. 個人データとは

個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

2. 個人情報データベース等とは

個人情報を含む情報の集合物であって、次のものをいいます。

- ① 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索できるように体系的に構成したもの
- ② ①に掲げるもののほか、含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した集合物であって、目次、索引、符号その他検索を容易にするためのものを有するもの

3. 個人データの安全管理の基本方針

当金庫は、お客さまの個人データの漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人データの安全管理のため安全管理措置を講ずることを基本方針とします。

また、個人データの安全管理に係る基本方針は、継続的に改善をおこなって参ります。

4. 安全管理措置に関する質問および苦情処理の窓口

当金庫は、個人データの安全管理措置に関する質問およびお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人データの取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫お客さま相談室までご連絡下さい。

【個人データに関する相談窓口】

旭川信用金庫 お客さま相談室
住 所：〒070-8660 旭川市4条通8丁目
電話番号：0166-26-1161
F A X：0166-25-8584
Eメール：ask311@asahikawa-shinkin.co.jp

●内部通報制度

当金庫では、金庫内での不正行為や法令違反行為などの発生またはその恐れのある状況を知った役職員等が直接通報することができる内部通報窓口を設置しています。

窓口で受付した通報については、通報者を保護したうえで、十分な調査・検討を行い、適切に処理しています。

お客さま保護等管理態勢

●顧客保護等管理方針

当金庫は「顧客保護等管理方針」を定め、お客さまの保護を重視する取り組みを進めております。

1. お客さまとの取引に際しては、法令等に従い金融商品の説明および情報提供を適切に実施します。
2. お客さまからの相談・苦情等には適切に対応します。
3. お客さまに関する情報については、法令等に従い適切に取得し安全に管理します。
4. 外部委託先の顧客情報等管理の適切性確保に努めます。
5. 利益相反管理方針に基づき、顧客の利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理を適切に行います。

●金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の「重要事項」について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘はおこないません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

●くらしの課題解決に関する基本方針

旭川信用金庫は2017年に「お客さまの資産形成・資産運用に関する基本方針」を制定し、当金庫の経営理念・経営姿勢に基づき、当金庫の企業文化であるホスピタリティ精神のもと、お客さま本位の業務運営を推し進めてまいりました。

本方針の理念は資産形成・資産運用の分野以外にも適用してまいりましたが、今般、方針名称と内容を改正し、お客さまのさまざまな課題への解決提案に対し、より一層幅広く適用することを明確にします。

なお、今後も取組状況については定期的に確認・公表し、方針自体も適宜見直しを行います。

※当金庫は金融庁が制定した「顧客本位の業務運営に関する原則」に示されたすべての原則(注釈部分含む)について採択しています。

【お客さま本位のコンサルティング】

1. ご提案に際しては、お客さまの最善の利益を意識し、ご資産の状況、お取引の目的、リスクに関する考え方、そして将来に向けてのライフプラン等を踏まえ、さまざまな課題の解決に向けた最適なお提案を行います。
2. 商品やサービスのご利用開始後も、投資環境やお客さまのニーズ、ライフプランの変化等に応じ、必要な情報の提供とコンサルティングを継続します。
3. お客さまのさまざまなニーズや課題の解決にお応えできるように、厳選した商品やサービスをラインナップします。なお、取扱商品等の採用に際しては、利益相反等、お客さまの不利益に十分留意し、当金庫の規程に則った審査を行います。

【お客さまにご提供する情報の充実とわかりやすい説明】

1. 各商品やサービスの特性や仕組み、リターンやリスク等について、お客さまのお取引経験や金融に関する知識、および提供する情報の複雑さや重要性の度合いを踏まえ、わかりやすい表現で丁寧にご説明します。
2. ご提案に際しては、提案商品やサービスの選定理由や提案理由についても併せてご説明します。
3. お客さまにご負担いただく手数料や各種の費用について、それがどのようなサービスの対価なのかも含め、しっかりとご説明します。
4. お客さまが複数の商品やサービス、ご購入方法等から選択される際は、それぞれの手数料や仕組み、制度の違い、メリット・デメリット等、適切にご検討、ご判断いただける情報を提供します。

【お客さま本位のくらしの課題解決を実践するための態勢】

1. 高い専門性と倫理観の保持に努め、誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益を追求する姿勢とホスピタリティ精神を企業文化として育み、未永くお取引いただけるよう、お客さま本位の良質な商品やサービスを提供します。
2. お客さまへの適切な情報をご提供できるよう、各種の研修等を通じ、職員のスキルアップを図ります。
3. 利益相反の可能性のある提案が行われることのないように、適切な業績評価の仕組みを構築し、お客さまの多様なニーズやご意向を踏まえた、お客さま本位のコンサルティングを実現します。

●利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」という。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫および株式会社旭信ビジネスサービス(以下「当金庫等」という。)が、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫等が、契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫等が、契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫等が、契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融ADR制度への対応**●苦情処理措置**

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を本支店または課題解決推進部お客さま相談室(以下「お客さま相談室」という。)で受け付けております。

当金庫のほかに、(社)北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」ならびに(社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」(以下「しんきん相談所」という。)など、他の機関でも相談・苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくはお客さま相談室へご相談ください。

旭川信用金庫 お客さま相談室

住 所：〒070-8660 旭川市4条通8丁目
 電話番号：0166-26-1161 FAX：0166-25-8584 eメール：ask311@asahikawa-shinkin.co.jp
 受付時間：9:00～17:00(当金庫営業日)
 受付媒体：電話、手紙、面談、eメール

**北海道地区しんきん相談所
(一般社団法人北海道信用金庫協会)**

住 所：〒060-0005
 札幌市中央区北5条西5-2-5
 電話番号：011-221-3273
 受付日時：9:00～17:00(信用金庫営業日)
 受付媒体：電話、手紙、面談

**全国しんきん相談所
(一般社団法人全国信用金庫協会)**

住 所：〒103-0028
 東京都中央区八重洲1-3-7
 電話番号：03-3517-5825
 受付日時：9:00～17:00(信用金庫営業日)
 受付媒体：電話、手紙、面談

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客さま相談室またはしんきん相談所にお申し出があれば、札幌弁護士会の紛争解決センター、もしくは東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

名称	札幌弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌弁護士会法律相談センター内	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階
電話番号	011-251-7730	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、前記「東京三弁護士会、しんきん相談所または当金庫お客さま相談室」にお尋ねください。

●経営者保証に関する取組方針および「経営者保証ガイドライン」の活用状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

各位

2023年4月

旭川信用金庫

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドライン要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたくえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証の提供を受ける場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

※2023年4月からの取り組みをお知らせいたします。

「経営者保証ガイドライン」の活用状況は5ページ下段をご覧ください。

トピックス

サステナビリティ推進プロジェクト

2022年4月から2年間、本部・営業店の参加メンバーで各種の議論や数多くの取り組みを行い、当金庫のサステナビリティに関する各種の取り組みをリードしてきました。



ワークショップの開催

現在の中期経営計画ASKデザイン2022の重点戦略であるサステナビリティ戦略については、サステナビリティ推進プロジェクトを中心に進めています。そのメンバーのサステナビリティに関する理解を深めるため、ワークショップを開催しました。



SDGsスタンプラリー

役職員一人ひとりのサステナビリティへの関心を高めることを目的に5月に3週間にわたって実施しました。サステナビリティを浸透させるため推進スローガンを制定しました。

**未来のために
今を行動する**

推進スローガン

SDGsカードゲーム大会

カードゲームを通してSDGsに関する職員の理解を高めその方法を地方創生に活かしていくことを目的に開催しました。



古着・古布等の回収協力

古着等をウエスとしてリサイクルしている地元事業所と連携し、古着リサイクルの意義や環境負荷軽減の重要性を地域に発信するべく、役職員から古着・古布の提供を受け、連携事業所を通じてカンボジアへ寄贈しました。



本店の建物に係る省エネ最適化診断の受診

エネルギーの専門家に本店の建物について、エネルギーの管理状況、エネルギーの使用状況、エネルギー削減ポテンシャルの観点から診断していただきました。

診断結果につきましては、今後のエネルギーの省エネに活用していきます。